

○宮崎大学における生命倫理関係法律及び指針に係る学長の権限又は事務の委任に関する規程

〔平成 28 年 7 月 14 日〕
制 定

改正 平成 30 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、生命倫理関係法律及び指針（以下「法律等」という。）に基づく学長の権限又は事務の委任について定めるものとする。

(委任)

第 2 条 学長は、医学部及びフロンティア科学総合研究センターにおいて行う人間を直接対象とした医学系の研究に関し、次の各号に掲げる法律等に定める研究を実施する機関の長としての学長の権限又は事務を当該法律等の定めるところにより、別表に定める者に委任するものとする。ただし、学長自らがその権限又は事務を行うことを妨げない。

- (1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- (2) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号）
- (3) 再生医療等の安全性確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- (4) 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

(雑則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

受任者	委任対象部局
医学部長	医学部
	フロンティア科学総合研究センター